

できない水を供給してまいりました。しかし五十年二月一日より都へ一元化として東京都に経営主体が移管されるということを目前にして、米軍横田基地に水道水を大量に提供するために広範な市民の反対を押し切り給水条例の改悪を行い、市当局は基地給水を認めることとなりました。さらに当会計において基地給水のための工事負担金を受けるなどしており、当市の水道事業二十二年の歴史の中で、まさに最終年度において市民のための水道事業から基地へ協力する水道事業へと、大きくその事業内容を変えることになりました。このような基地に協力する水道事業は必ずや将来に悔いを残すことは明白であります。私は今後とも基地給水をやめさせ、市民の皆さんの大切な水を守るために全力を尽くすことを表明し、昭和四十九年度福生市水道事業会計決算認定についての反対討論といたします。

○議長(貫井喜代次君)

次に賛成者八番山崎良之助君。

(八番山崎良之助君登壇)

○八番(山崎良之助君) 議案第百八号昭和四十九年度福生市水道事業会計決算認定について、私は賛成討論を行います。

先ほど委員長より審査報告があったとおり、本決算は水道一元化されるまでの十カ月

間の決算であり、本会議において監査委員より、審査の手続き、審査の結果、経営状況について詳細にわたって報告されました。又、結びとして昭和二十七年十二月に事業認可されて以来、二十二年間にわたり市民の日常生活に欠くことのできないサービスを提供する公益事業として運営されてきたのでありますが、本年二月一日より福生市水道事業は経営主体は都に移管されましたが、給配水については従来と変わりなく運営されることになっており、円滑な運営を期待すると述べておられます。当決算によると、四十九年度供給単価と給水単価のアンバランスにより、結果的に当年度収支が三千百六十四万五千余円の赤字であったが、先ほどの議案第百七号の内容のとおり、利益剰余金三千九百三十八万九千七百九円、未処分欠損金の充当額一千六百四十一万八千八百七円で、この差二千二百九十七万九百二円が利益剰余金であり、議案第百七号は委員会において全会一致可決されております。よって私は本決算認定に対し賛成をいたすものであります。(拍手)

○議長(貫井喜代次君)

以上で討論を終わります。

これより議案第百八号について起立により採決いたします。

本案について委員会報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立二十名多数であります。 よて議案第百八号昭和四十九年度福生市水道事業会計決算認定については委員会報告とおり認定されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十四議案第百十号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 御指名をいただきましたので報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

続いて補足説明を申し上げます。

道路関係議案の審査資料に供するため、現地の状況を視察して審議に入りました。本認定道路は、第二小学校と創価学会福生会館との中間にある延長約八十三メートルの私道を関係地主五人から寄付をされたものであります。市民の利便利用度から考え、全会異議なく可決となつた次第であります。

何とぞ委員会決定とおり御可決くださるようお願い申し上げまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十号については、討論を省略し委員会報告とおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって議案第百十号市道路線の認定については委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十五議案第百十一号市道路線の廃止についてを議題いたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

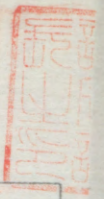
(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

続いて補足説明を申し上げます。

本案についても現地の状況を視察した後、審議に入りました。この廃止しようとする道路は四路線でありまして、いままでの程度払い下げ件数があったのか、悪質な無断使用もあるので払い下げは慎重にすべきだ等の発言が委員からありました。過去の実績としては昭和四十五年度から四十八年度までに二十八件を払い下げたが、この中には学校の敷地



内も含まれている。四十九年度分としては現在七件である。又、廃止後は国から市に譲渡されるが、市では一般の財産として管理する場合、担当課とも協議し、慎重にやっていきたいとの説明でありました。又、さらに委員中より、特に今後の公共事業施行に当たり譲渡された廃道は市有財産として確保し、安易に払い下げをしないように願いたいとの意見も出されました。続いて本案に対し採決いたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会決定どおり御可決のあらんことをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○十番(指田保雄君) いま委員長報告をお聞きしまして、過去の実績はよくわかったわけですが、現在まだこのほかに公道が占用されている件数があるのかどうか。又、いままで占用の形態を見てみますと、ある程度実力で占用をされているという現状もあるわけです。市民の大切な財産である公道を一部の人たちに実力で占用されて、そして使用ができなくなって廃道にしていってしまうような傾向が感じられますので、その点どのよ

うに審議されたかお聞きしたいと思います。

○建設委員長(宇佐美良時君) 審議の内容にはそのようなことは出てまいっておりませんけれども、聞くところによりますと今後まだ廃道にすべき案件が、私もはっきりは存じませんが、三十件から五十件程度はあるというふうな話でございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十一号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十一号市道路

線の廃止については委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分 休憩

午後一時二分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十六請願第三号第七小学校区内に学童保育所設置に関する請願書を議題といたします。

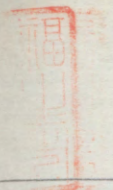
本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、請願審査報告をいたします。

(請願審査報告書朗読) 列添参照

本案に対しまして補足して説明を申し上げます。



審査に先立ちまして、傍聴の申し出がありましたのでこれを許可いたしました。本請

願の審査に当たってはまず紹介議員より本請願の主旨について説明があり、実質審査に入りまして、審査においては各委員より活発な発言がありましたので、その主な点を申し上げます。

署名者中に他市町の居住者がいるかということか。又、市の考え方としては今後各学区ごとに保育所を設置していくという方針なのか。さらに現在の各学童保育所の児童数について。又、市民体育館にも学童保育所として一室設計されているわけであるが、請願書を提出する際には、そうしたことも調査すべきであったのではないかとということに対し、署名にあつては、法的には過去にもこのような問題があつたが住所要件や年齢制限は規定されておらず、過去においては受理してきている。現在学童保育所として四カ所で行つており、業務は社会福祉協議会に委託している。各学童保育所とも定員四十名で九月一日現在の登録数は二小関係のたんぼクラブが三十九名、三小関係の福祉会館が三十三名、五小が三十九名、六小が三十五名となっている。なお都が八〇％の補助をすることになっているもの、人件費等からすると補助率は実質五〇％程度となる。又、学童保育所はいままではプレハブ等で建設してきたが、これはあくまで暫定的なものであり、最近は見童館として実施するよう指導され、都補助金もいつ打ち切られるかわからず、何とか継続

するよう運動中である。市民体育館には建設する際に学童保育所として一室予定したが、現在は会議室として使用している等の答弁がなされ、さらに体育館内にすでに予定された一室があるならば七小学区として保育所の早期開所すべきである。請願書も署名の数の多少によって審査に差があるわけではないので、今後はその点を十分留意して提出願いたい等の活発な意見が述べられました。又、昭和四十九年六月定例会最終日に陳情第七号学童保育所設置に関する陳情書、いわゆる一、四小学区に学童保育所設置の案件が委員会付託となり、継続審査の結果採択されました。この審査の内容による理事者の答弁中に、一、四小学区にないということは恵まれた家庭にあると思つたが、情勢の変化等から今後一、四小学区、さらに七小開校に伴い、これが建設について考えていくと述べております。そういう意味も十分考慮いたし、慎重審査の結果、全員異議なく本件を採択したのであります。

何とぞ当委員会決定とおり御採択くださいますようお願いいたします。説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第三号に対する委員会の報告は採択と決定であります。

本件は委員会

報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって請願第三号は委員会報告どお

り採択と決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十七 請願第四号 子供の虫歯予防対策に関する請願

書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君)

御指名をいただきましたので、審査報告をいたします。

(請願審査報告書朗読)

別添参照

引き続き補足説明を申し上げます。

本件については、本会議二日目において、関係議員より紹介議員に対し、市内全体を対象とするのか、あるいは個人負担とした場合に補助してほしいのかとの確認がされているわけですが、当委員会においても再度その点の確認が行われました。これについては紹介議員の原委員より、予防であるので保険がきかいたため、井素を塗布した子供の親に補助していただくという趣旨であるとの説明がありました。そして近辺では立川の都立保健所でテスト的にやっているが、当市には保健所もないために市に補助をお願いしたいということであるが、その点、井素の害が医学的に見てどうであるかとの指摘がありました。又、歯科医学学会でも井素の利害関係について二通りの意見が出ており、結論に至っていないようでもあります。子供の成長期においては骨格の発育がとまるのではないかということもあり、やはり日常の虫歯予防としては歯をみかくのが最適であるということであった。又、京都では水道飲料水に井素を投入し、四〇％の効果があるとも聞いており、適量なら害がないので希望者には補助すべきである。あるいは付託後でまだ調査研究の時間も不十分であり、継続にされたい旨の意見もありました。さらに専門の西多摩歯科医学会で

も井素塗布の効果加明確でなく、助言すべき結論が出ていないし、万一事故が発生した場合の責任体制等も考えれば、安易に自治体が推進できない問題である等の活発な意見がありました。当委員会としてはまず継続するか否かを採決したところ、継続とする者三名で否決されたために、直ちに採決に入りました。その結果採決に賛成する者三名であり、少数ということで本請願は不採決とすることに決定した次第であります。何とぞ当委員会決定どおりお願い申し上げ、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第四号に対する委員会の報告は不採決と決定であります。これより起

立によって採決いたします。

請願第四号は採決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立二名少数であります。

よって請願第四号は委員会報告ど

おり不採決とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十八議案第百十五号市道幹二二号線舗装補修工事

請願契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第百十五号について提案理由の説明を申し上げます。

本案は市道幹二二号線舗装補修工事請願契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

本件の工事場所は、保健所の予定地の前から羽村境にいております真ん中に都市下水路が通っている市道の舗装改修工事でございます。防衛施設庁の補助金によりまして施行するものでございます。幅員は十メートル、延長七百六十メートルでございます。



本工事の契約につきましては、別紙添付のとおり八社をもって指名競争入札によりました結果、三千六百万円で田村建設工業株式会社が落札をいたした次第でございます。工期といたしましては契約確定の日から昭和五十一年三月五日までを予定いたしております。

以上簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十五号については、委員会付託及び討論を省略し原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案のとおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するこ

とに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十五号は原案とおり

同意されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十九議案第百十六号市道二三四号線道路新設工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第百十六号について提案理由の説明を申し上げます。

本案は市道二三四号線道路新設工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を経ようとするものでございます。

この工事の場所は通称「志茂の大下水」とっております道路の原々谷戸の地域から玉川

上水を渡りまして多摩河原区画整理をいたしました田園地区へ降りるまでの道路の新設でございます。橋と道路を新設することになっております。延長が百三十三メートル、幅員が六メートルでございます。なお橋梁の長さは十五・五メートル、幅員七・五メートルでそのうち歩道が一メートル、車道が六・五メートルでございます。本工事につきましては別紙添付のとおり八社をもって入札をいたしました。落札をいたしませんので、最低入札者の西武建設株式会社と四千四百五十万円、予定価格をもって契約を締結いたしました次第でございます。工期は契約確定の日から昭和五十一年三月三十一日までと予定をいたしております。なおこの工期につきましては、現場が大変工事のむずかしい場所であり、しかも橋梁建設というような難工事でございますので、大変厳しいものというふうに判断をいたしておりますが、工期内完成に向かって努力したいと考えております。

以上簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十六号については、委員会付託及び討論を省略し原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案のとおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

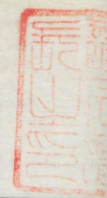
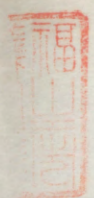
よって議案第百十六号は原案と

おり同意されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第二十議案第百十七号福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。



(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御指名をいただきまして、議案第百十七号福生市教育委員
会委員の任命につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、福生市教育委員会委員齊藤 博氏は昭和五十年九月三十日
任期満了となりました。ただいま欠員でございます。よって後任を選任する必要あるわ
けでございます。非常に重大な委員でございますので、私といたしましても鋭意物色

したわけでございます。野島茂雄氏が最も適当と存じておる次第でございます。したかつ
て地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定によりまして、議
会の御同意をちょうだいいたしたく、ここに提案した次第でございます。

野島茂雄氏は福生市大字熊川六百七十一番地のお生まれでございます。現在も同番
地にお住まいでございます。大正二年七月二十日の御出生でございます。経歴といたしまし
ては別紙資料のとおりでございます。熊川村尋常高等小学校を卒業されまして、

戦前航空整備学校にお勤めのほかはすべて農業に携わっていらっしゃいます。現在も
農業に携わっていらっしゃいます。市の公職といたしましては、七年間福生町民生委員、
十二年間福生町農業委員会委員、昭和四十八年九月より福生市都市計画審議



会委員、多摩河原土地画整理事業審議会委員、同委員長、このような経歴の
持ち主でございます。人格高潔な方でございます。適任と存ずる次第でございます。

何とぞ慎重御審議をちょうだいいたしまして、御同意賜りますようお願い申し上げ
まして説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君) 市長から説明があったわけですが、たとえばこの法の第四条第

一項では人格が高潔だと、これは具体的に何も示されませんでしたけれども、これについてはとや
かく申し上げませんが、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から選ぶという
ことになっておりますが、この方の教育に関する教養識見というものについて、この場で
ひとつお聞きしたいと思います。

それからいままでは教育委員会は法の上では政党というものに所属するということにつ
いては制限がされているわけですが、この方は政党に所属しているということはないのかど
うか、その点についてお聞きしたい。

○市長(石川常太郎君) 教育委員としての教育方面の抱負ということでございますが、具